

奈良県告示第五百十号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表中

<p>県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課に勤務する出納員</p>	<p>一 県営住宅の家賃、敷金、修繕費用、駐車場使用料及び譲渡処分に係る土地建物売払代金の収納を行うこと。 二 奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）第三十条第二項（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第三項及び第四項並びに第四十八条の八第三項の規定により徴収する金銭の収納を行うこと。 三 県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課に係る入札保証金及び契約保証金の出納及び保管を行うこと。</p>	<p>県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課に勤務する分任出納員</p>
<p>県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課に勤務する出納員</p>	<p>一 県営住宅の修繕費用及び譲渡処分に係る土地建物売払代金の収納を行うこと。 二 奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）第三十条第二項（第三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第三項及び第四項並びに第四十八条の八第三項の規定により徴収する金銭の収納を行</p>	<p>県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課に勤務する分任出納員</p>

を

<p>うこと。 三 県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課に係る入札保証金及び契約保証金の出納及び保管を行うこと。</p>	<p>県営住宅の家賃、敷金及び駐車場使用料の収納を行うこと。</p>
	<p>県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課及び県営住宅管理事務所に勤務する分任出納員</p>

に改め、同表会計局に勤務する出納員の項中

- 一 奈良県情報公開条例に基づく書（公安委員会及び警察本部長ものを除く。）の開示に係る写成分及び送付に要する費用等の収納こと。
- 二 奈良県個人情報保護条例（平成三年三月奈良県条例第三十二号）
く個人情報開示に係る写し及び送付に要する費用の収納を行うこと。
- 三 県の刊行物の売払代金及び当物の送付に要する費用の収納こと。
- 四 奈良県情報公開条例附則第四
定によりなお従前の例によること。

れる公文書の開示に係る写しの
び送付に要する費用等の収納を
と。

行政文 に係る しの作 納を行 成十二 に基づ 作成及 うこと。 該刊行 行うこ 項の規 ととさ 作成及 行うこ	総務部総務課に勤 務する分任出納員
---	----------------------

を

<p>一 行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第六十九号）に基づく書面等の写し等の作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。</p> <p>二 奈良県情報公開条例に基づく行政文書（公安委員会及び警察本部長に係るものを除く。）の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。</p> <p>三 奈良県個人情報保護条例（平成二十三年三月奈良県条例第三十二号）に基づく個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。</p> <p>四 県の刊行物の売払代金及び当該刊行物の送付に要する費用の収納を行うこと。</p> <p>五 奈良県情報公開条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる公文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。</p>	総務部 務する
奈良県行政不服審査会条例（平成二十	総務部

総務課に勤
分任出納員

八年三月奈良県条例第七十号) に基づく
書面等の写し等の作成及び送付に要する
費用の収納を行うこと。
に勤務
納員

に、

<p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条第二項の規定により徴収する同法第五十条第七号及び第七号の二に規定する費用の収納を行うこと。</p> <p>二 奈良県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年三月奈良県条例第四十二号)に基づく掛金の収納を行うこと。</p>	<p>健康福祉部障害福祉課に勤務する分任出納員</p>
---	-----------------------------

行政経営課
する分任出

良県看護師等修学資金貸与条例（昭
十七年三月奈良県条例第五十号）に
く返還金及び延滞利息の収納を行う

医療政策部地域医
療連携課医師・看
護師確保対策室に
勤務する分任出納
員

を

奈良県病院事業の
の整備に関する条例
奈良県条例第七十四
規定による廃止前の
置等に関する条例（
良県条例第二十七号
定する奈良県立五條
を行うこと。

学資金貸与条例（昭
県条例第五十号）に
滞利息の収納を行う

医療政策部地域医
療連携課医師・看
護師確保対策室に
勤務する分任出納
員

廃止に伴う関係条例
（平成二十八年三月
号）第一条第一号の
奈良県病院事業の設
昭和四十七年三月奈
（第三条第一項に規
病院の未収金の収納

医療政策部病院マ
ネジメント課に勤
務する分任出納員

に、「くらし創造部協働推進課」を「くらし

し創造部青少年・社会活動推進課」に、「住宅課」を「住まいまちづくり課」に、

<p>教育委員会事務局企画管理室に係る入札保証金の出納及び保管を行うこと。</p>	<p>教育委員会事務局 企画管理室に勤務 する分任出納員</p>
<p>一 奈良県高等学校等奨励金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。</p> <p>二 奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十四号）に基づく返還金及び延滞金の収納を行うこと。</p>	<p>教育委員会事務局 学校支援課に勤務 する分任出納員</p>

を

<p>一 教育委員会 入札保証金の 二 教育委員会 基づく書面等 関する条例に 作成及び送付 うこと。</p>	<p>一 奈良県高等 平成十四年三 ）に基づく返 行うこと。</p> <p>二 奈良県高等 制課程修学奨 年三月奈良県 く返還金及び</p>	<p>公安委員会に づく書面等の写 る条例に基づく</p>
---	--	---------------------------------------

び送付に要する

事務局企画管理室に係る 出納及び保管を行うこと。 に係る行政不服審査法に の写し等の交付手数料に 基づく書面等の写し等に に要する費用の収納を行	教育委員会事務局 企画管理室に勤務 する分任出納員
学校等奨励金貸与条例（ 月奈良県条例第四十九号 還金及び延滞金の収納を 学校定時制課程及び通信 励金貸与条例（昭和五十 条例第三十四号）に基づ 延滞金の収納を行うこと。	教育委員会事務局 学校支援課に勤務 する分任出納員
係る行政不服審査法に基 し等の交付手数料に関す 書面等の写し等の作成及 費用の収納を行うこと。	警察本部警務部監 察課に勤務する分 任出納員

に改め、同表農業研究開発センターに

農業研究開発センター大和野菜研究セ ンターに係る物品の出納及び保管並びに 生産物等の売払代金の収納を行うこと。	農業研究開発セン ター大和野菜研究 センターに勤務す る分任出納員
---	--

勤務する出納員の項中

<p>農業大学校に係る物品の出納及び保管並びに生産物等の売払代金の収納を行うこと。</p>	<p>農業大学校に勤務する分任出納員</p>
---	------------------------

<p>を</p>	<p>農業研究開発センター大和野菜研究センターに係る物品の出納及び保管並びに生産物等の売払代金の収納を行うこと。</p>	<p>農業研究開発センター大和野菜研究センターに勤務する分任出納員</p>
	<p>に改め、同</p>	

表家畜保健衛生所に勤務する出納員の項の次に次のように加える。

<p>なら食と農の魅力創造国際 大学校に勤務 する出納員</p>	<p>なら食と農の魅力創造国際大学校アグリマネジメント学科に係る物品の出納及び保管並びに生産物等の売払代金、受講料及び諸収入の収納を行うこと。</p>	<p>なら食と農の魅力創造国際大学校アグリマネジメント学科に勤務する分任出納員</p>
--	---	---

表中県営住宅管理事務所に勤務する出納員の項を削る。